



島根県報

令和7年5月30日（金）

号外 第 5 2 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

告 示

島根県告示第333号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
県 道	市木井原線	邑智郡邑南町市木5175 番1地先から同地先まで	前	メートル 26.80～ 56.50	メートル 28.40	県央県土整備 事務所	災害防除工事 拡幅
			後	メートル 26.80～ 56.50	メートル 28.40		